

めとも考えられる。

- 妥当な数字である。
- 身近な子育て支援相談は可能だが、障害児や児童虐待は児童相談所が適切。児童福祉法でも市町村での児童福祉司の配置は定めていない。
- すべての児童家庭相談を、市町村で可能にするためには、専門的継続的支援体制を確保しなくては、対応は困難と思われる。
- 「できる」回答のパーセンテージは妥当と思われる。
- 専門的な支援では、人材がいなため実施できない。
- 市のレベルでできることと、関係機関の協力がなければできないことが、はっきり区別できるものばかりではないため、「条件によってできる」という回答が多くを占めるのは仕方がないと考える。
- 先ほどの表2と比較してみて、「適切」の割合が高いのに対して、「できる」の割合が低くなっているため、各市町村の理想と実情とのギャップを感じる。
- 市町村としては、専門的な対応は難しいということがわかる。
- 虐待以外の相談・援助業務が、条件によっては市町村で対応可能となっている一方、児童相談所のもつ法的権限にからむ業務については、条件が整っていても、権限を有しない市町村での対応は困難といった意見が多くなっているのはうなずける。援助終了後のフォローアップは市町村の業務として位置付けられると思われるが、児童相談所との連携はその後必要である。
- 「条件」は個々によると思うが、基本的にはそれぞれの役割と責任をもって、ともに取り組む姿勢が大切。
- 問3と同様。
- 虐待の通告先で「できる」が31.5%という結果は、市町村の体制（専門的な知識及び専任職員の配置など）が不十分であると思われる。
- 自治体の規模や児童家庭相談窓口をどのような部署が担っているかなどのクロス集計の結果が知りたい。
- 全体的に「条件によってできる」、「できない」が多く、市町村の現状（専門的な職員を配置することができない）が表れているのではないかと。
- 立入調査や職権一時保護等、従来から児童相談所で行っている業務の委譲について、若干、適切であると回答されているが、適切とは思えない（措置等も）。
- 規模が様々な市町村において、どこまで専門性を確保・維持できるか。何とかできたとしても、市町村によって地域格差が生じてしまうことになり、結果的に公平性が保てなくなるということにならないかと危惧する。
- 各市町村の児童福祉主管課における相談業務の実状、職員の体制について、国の詳細な把握がないまま法改正が行われた。児童相談所の権限である職権保護や立入調

査等について、できないと回答した市町村の割合が高いことに同意できる。

- ・ 障害相談・援助の項目の他、軽度又は重度との区別があるが、何を持ってその判断をするのか疑問であり、困難と思う。また、その回答結果が「適切」と「どちらともいえない」に分かれるところに市町村の体制が整備されていないように感じる。
- ・ 立入調査や一時保護など強権的な権限については、市町村では不適切との意見が多いのも、もつともであると思う。
- ・ 相談支援に関する情報収集や軽度の相談援助については、市町村で対応していくことが可能であるが、高値とはいえないため相談支援にあたる者の研修等が必要である。専門性を求められるケースについては、より一層の関係機関との連携や専門機関への協力依頼が必要となる。
- ・ 総じて市町村の対応は、相談支援に関すること、各相談の初期対応、軽度な相談への対応の域にとどまるものと思われる。
- ・ 「できない」の項目において、心理療法・一時保護・判定など高い専門性と経験が必要であり、そのための人員確保が困難であると推測される。市町村の場合、人事異動によって経験の積み上げが難しい現実があるため、情報収集・情報提供・発信の項目であれば受けていきやすいと思われる。
- ・ 軽度相談・援助については市町村での対応が即時に可能であり、適切と思われるが、重度又は里親、立入調査、専門的支援においては委譲は困難である。
- ・ 障害相談・援助等は専門的な知識・技能を有する職員が配置されればできると思うが、そういう職員は皆無であり、今後の採用も難しい。
- ・ 今までの流れを踏襲している数字だと思われる。あくまでも基本線は変えずに、この流れの延長で市町村でできることを広げていくのが良いと思われる。
- ・ 全体的な状況は、問3と同じ。この設問には、「条件によってはできる」という設問が設定された分だけ、そこに回答が集中したと考えられる。
- ・ 前問の適切性の判断で「適切」である割合に対し、「できる」と判断した割合が、軒並み低いことは、適切であっても現在の市町村の人員等の体制では「できない」ことが少なからず生じることを示していると思われる。
- ・ 相談、援助ともに専門性を必要とする場合、市町村では専門職の配置が難しいことから、今後も関連機関と連携をとる形で進める方が良い。
- ・ 現在の状況より、虐待相談、育成相談等すべてにおいて重度から軽度まで、市町村委譲は難しいと思われる。やはり専門機関との連携のもとでの支援相談業務が必要。
- ・ 虐待に関する事案等、より高い専門性が必要なものに対して、市町村レベルで対応するのは難しいと思う。
- ・ 表2と同様の感じがした。
- ・ 市町村で可能なものは、軽度の相談業務であると確認できた。

- ・ 問3で述べたが、表3に載っている上段部分は現在すでに対応していることから可能である。現在、児童相談所が担っている業務については、市町村の財政状況や社会資源を考えると一概に可能とはいえない。
- ・ 立入調査、職権一時保護、28条申立、一時保護、判定、専門的継続的支援、心理療法などは、難しいと感じている。
- ・ 問3と同様に法的措置の伴う項目や、各種相談・援助で重度な場合は、「できない」と回答する率が高くなっていると感じる。
- ・ 各相談（軽度）に関して、知識の習得についてどうするのか。
- ・ 今までの虐待の対応と言え、児童相談所であったため、たとえ市町村に法的に委譲されても、市民の受け入れ（特に虐待者に虐待を通告する）においてまだ、今まで児童相談所が行ってきたような結果は期待できないのではないかと思われる。そういう意味でも、身近な通告先としての市町村の役割の他、市町村は支援に重点を置き、児童相談所の役割は継続していただきたいという結果が調査に現れている。
- ・ その通りだと思う。虐待の相談援助は専門的な対応も必要だし、立入調査や一時保護はできない状況。里親も身近にいることはありがたいが、その指導は市町村では難しいと思う。
- ・ 軽度の相談はある程度対応できるが、ほとんどが無理な状況と思う。
- ・ 委譲が「できない」との回答の内容には専門性が求められるので対応の整備ができていないと思われる。
- ・ 高度な判断や経験を必要とすることについては、市町村での対応は困難である。
- ・ 虐待に対しては命の危険性がともない、中央児童相談所のようにある程度、申立（28条）のできる立場の所をお願いすることで、市町村としては方向を誤らない指導的立場として安心して支援をお願いできる。故に「できない」との回答が多いと思う。
- ・ 各種相談で重度のものや、専門性を必要とするものへの対応の難しさが伺える。情報収集はむしろ積極的に行う必要がある。
- ・ 専門性が問われるケースは、やはり児童相談所と連携を図りながら対応せざるを得ない状況が感じられる。
- ・ 「できる」、「できない」は今年度も同じ。立入調査、職権一時保護、一時保護、判定等々依然として不可能だ。
- ・ 専門的支援を必要とする場合でなければ、条件を整えば市町村でも対応できる項目が多い。
- ・ 市町村の対応は、相談支援の情報の収集・提供、障害・育成・保健相談の軽度のものについて可能としている。しかし、一時保護、判定等の専門性が必要とされるものの委譲を困難としている。

- ・ 市町村委譲の可能性については、軽度の相談支援ができると考えているところは3割程度であり、主に情報収集・情報発信が中心となっていると思われ、すべてについての早急な市町村委譲は無理である。
- ・ 条件によってできる、できないが共通している。
- ・ 各種相談（重度）については「できない」割合が高く、職員の専門性もあり、将来的には機構の見直しも必要と思われる。立入調査の「できない」については、個人情報との関係もあり明確でない。
- ・ 高度な専門性のいる業務は無理だと思う。
- ・ 自治体（市町村）に強い権限もなく、また、人的確保がない以上、このような結果になると思う。
- ・ 専門性の部分は児童相談所でいう役割分担を明確にした方が良い。
- ・ 条件を整えば何でもできるだろう。ただ、身近な町村はフォローまで考えて、関係を保ちたいと思う。
- ・ 問3と同じ。市町村の相談・支援体制が不十分であると思われる。
- ・ 困難な部分はあるが、ある程度は可能だと考えている。
- ・ 相談も軽度であれば取り組みやすさは感じられるが、相談内容もさまざまであり、軽度といっても不安がある。児童相談所のような専門的機関のバック（S V）は必要と考える。
- ・ 現時点では県と市町村の役割分担があり、専門性のある業務については県が担っているが、専門職が配置され人的増員が可能となれば、市で事務対応することが住民にとってはより便利な体制と考える。
- ・ 援助終了後のフォローアップについて、「できない」と答えた割合が23.1%あり、慎重な取り組みを期してる姿がうかがえる。

7) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）の「条件によってはできる」の「条件」とは何か

- ・ 市が児童相談所で行っている専門的な、あるいは措置権を伴うような業務の委譲を受けるには、相当の人的体制と専門性をどのように確保できるか、その財源措置をどうするかが問題となる。
- ・ 相談、援助を受ける肩の受容体勢によっては可能と思われる。
- ・ ヒト、モノ、金の充足につきると考える。
- ・ 権限委譲、専門職等の人的確保（予算対応を含む）。
- ・ 専門知識を有する人員配置への財政支援。
- ・ 専門職員の確保。
- ・ 専門知識、技術を要するものについては困難であるため、人員が確保できれば可能

なものがある（軽度相談対応等）。

- ・ 専門職の配置（増員）や法改正。
- ・ 虐待相談・援助は専任相談員を配置する。
- ・ 専任職員の配置
- ・ 条件によってという部分に関しては、児童相談所と合同で対処したり、技術的援助を受けたりすることと感じている。
- ・ 必要なときに、専門機関の助言や指導を速やかに得られる体制があること。
- ・ 介入、援助がスムーズに運ぶようなケースであればできる。児童相談所や関係機関と連携を取りながら協働して行う。
- ・ 職員の配置と専門性。
- ・ ケースによって異なる。
- ・ 財政的支援、人的（専門的人材）支援があるという条件。
- ・ 市町村には受け入れる体制ができないことが原因と考えられる。体制を整えるためには、専門的な人材の確保や施設等の整備が必要で、それに伴う人件費等の財政面の（現在の市町村の財政状況は厳しい）根拠がネックとなっている。
- ・ 人員の数の問題。
- ・ 専門職員やスキルを持った職員の確保。
- ・ 専門職を雇用する費用を100%補助。
- ・ 委譲項目に対応する専門的資質のある職員の登用ができるよう予算面、人事的面がクリアできることではないか（三位一体の改革、地方財政の緊縮のため）。
- ・ 軽度なものに限られる。
- ・ 市町村職員は1人で複数の事務を担当していることが多い。専門性を有する相談には限界がある。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置により可能。児童相談所との連携は欠かせない。
- ・ 有資格職員の配置及び施設等の整備。
- ・ 専門性や権限のある職員の配置について、国・県の援助・協力がほしい。
- ・ 児童相談所のサポート、マンパワー。
- ・ ケース事例で複雑な要因が絡んでくる場合、心理・精神的要因や障害・非行などに、専門的な知識、見立てができなかったり、地域での支援サービスが乏しく支援体制がなかなかとれなかったりしたとき、児童相談所からの後方支援を着々と確実に行っていただけることが一つの条件としてあげられると思う。
- ・ 専門職などの配置。
- ・ 項目毎に段階的な体制づくりが必要。
- ・ 相談と言っても、あくまでも軽度であれば、市町村の窓口対応で可能なのかと考える。が、その場合もトリアージできる相談員（かなり質の高い）の対応が望ましい。

- ・ 相談業務に携わる人員確保。専門的人材配置。
- ・ やはり、専門性だと思う。人、施設、そして財政力と福祉への理解。
- ・ 人員の確保が条件と考える。
- ・ 専門性が要求される相談・事業については専門機関より指導者派遣等があれば可能である。
- ・ 専門機関が設置され、連携が取れている場合。
- ・ 専門性のある職員を明確化してもらえれば、市町村格差なく職員配置ができる。
- ・ 相談状況では、市町村でも対応できるものがある。
- ・ 専門資格や相当の相談受付経験をもった人材の確保等。
- ・ 施設、予算、人（有資格者）が確保できればという条件だと思う。
- ・ 専門性を問われる相談員の確保。安定した財源の確保。当事者に対する具体的支援（子ども、保護者、家庭等への支援）の提供、役割の整備。
- ・ 専門的な事項については、一般職では対応が難しい予想されるため、児童福祉司が市町村に配置されることが条件になると思う。
- ・ 資格ややる気の高い職員が専属的に配置される。
- ・ 専門職の配置、形式的ではない広域連携の強化。
- ・ 専門スタッフの配置だと考える。
- ・ 児童相談所からの職員派遣。
- ・ 専門職の確保と思われる。交付税算定に多様な専門職の確保が担保されている必要がある。
- ・ 各関係機関の支援があればOKではないか。
- ・ 専門家による支援。
- ・ 専門家を市町村へ派遣すること。
- ・ 市町村委譲の適切性の問3と同じ意見である。
- ・ 専門の相談員が常時いるような体制が望ましいと思う（解決が早い）。
- ・ 人員を削減する傾向が続くので、相談・援助をする人員を配置するための補助を行うこと。
- ・ 人的配置をしてもらえれば、できるものがあると思われる。
- ・ 県のサポート体制。
- ・ 法令上で、都道府県・市町村の業務を明確にすること。また、国としての支援体制の明確な姿勢を示すこと。都道府県、児童相談所から市町村に対する支援（技術面など）。
- ・ 専門の職員（福祉の大学等を卒業した人）などを配置すればいいのではないか。
- ・ 連携をとり研修の機会を増やして、対応可能な体制をつくる。
- ・ 専門スタッフの派遣（県の機関より）。保護機関の直接対応（一時保護、判定）。

- ・ 専門知識を有するとともに、熱意をもって行動にあたる職員の配置があればと考える。
- ・ より強い法的位置づけ。専門職員の配置。財政的支援。
- ・ 相談・援助はほとんど市町村でできるが、人件費を含めた財政委譲がないと、今よりも対応レベルが低下してしまう。
- ・ 市町村の各関係機関での事業及びサービスで対応支援できる相談の範囲であること（連携も含め）。
- ・ 人的配慮（職員を増やす）。
- ・ 専門性の確保、関係機関の連携、児童相談所の支援など。
- ・ 相談体制、事例によって対応が異なる。
- ・ たとえば「虐待の通告先」、「立入調査」、「潜在ケースの発掘」等、「相手」があること。その人の立場、自分たちの職権としての認識・情報等。
- ・ 専門職の確保。
- ・ 予算的、人力的なことだと思う。
- ・ 児童相談体制への確保が可能であり、地域の人的資源を活用できるなど、体制が整備された場合は委譲できるものと思われる。
- ・ やはり、それなりの専門的な人員配置のフォローが国等からあれば可能と思う。
- ・ 経験をつんだアセスメントのできる職員の配置は絶対的な条件と思われる。
- ・ 組織として窓口のシステムを理解してもらうこと。専門的アドバイスが受けられること。直接支援する人と事務的処理をする人（人的配置）がいること。サポート体制として、施設や里親、民間があること。“大丈夫”（個人の判断）だと思う前に他の意見をもらうこと。
- ・ 重篤なケース等の「程度」の関係と思われる。
- ・ 児童相談所等の支援。
- ・ 人員確保や適切な職種の配置、研修の実施、児童相談所のバックアップ体制や職場内または児童相談所等のスーパーバイズ機能など。
- ・ 市町村に委譲されることにより、全責任が市町村にかかってくる。したがって、ケース判定の際の児童相談所のサポートや困難なケースに対する相談（アドバイス）機関の設置などを条件と考えている。
- ・ マンパワーや予算に対する配慮。
- ・ 相談を受けて関係機関へつなげることはできるが、解決まで導くのは困難。特に専門性を要する分野は知識と経験を求められるものであり、また、面接方法等の技術的向上も必要。要保護児童の数が年々増加する中で、一人ひとりの子どもへ対応するにはスタッフ不足である。
- ・ 児童相談所の児童福祉司のような専門職の配置を法的に義務付ける等、市町村にお

ける児童相談所の体制整備の法的支援。

- ・ 相談体制の整備。
- ・ 法的権限及び職員体制の整備が条件となるもの。
- ・ 人材難。
- ・ 専門職の配置とそれにかかる人件費の確保と考えられる。
- ・ スタッフの人員及び能力、専門性が整っているかどうか、また市町村が児童相談所の有する法的権限を確保することができればという条件。
- ・ 児童福祉司等の専門職が配置されていない。
- ・ 法律による明記や、専門職員の確保。
- ・ スタッフ増しかない。
- ・ 県や国のレベルのフォロー体制や、職員のスキルアップのための研修体制等。本来であれば専門職員を雇いあげられる体制作りが進められることが理想である。
- ・ 専任職員の配置。
- ・ ケースによって、専門的知識が必要となってくるため。
- ・ 人員体制、施設整備などが整うことで、できることにつながると考える。
- ・ 相談体制の整備。専門性を持った職員の配置。
- ・ 専門的な知識を習得できればできる。
- ・ 専門的継続的支援や心理療法等については、専門的な人が配置されるとしたら、条件的にはOKとなる。
- ・ 市町村は厳しい財政状況で、人件費を削減せざるを得ない状況であるため、専門職を確保できない。国、県の財政面での支援があれば、項目によっては委譲も可能と思われる。
- ・ 児童福祉司や心理士などの専門職を配置したり、人数（複数）を増やすとできるのではないか。
- ・ 専門職員の配置。
- ・ 福祉行政は多岐にわたり、幅広くいくつもの事務を兼務している場合が多い。十分な職員配置がなされ、研修体制が整備されれば対応できる部分もある。
- ・ 福祉事務所の中に、それぞれの専門職が配置され、ケース検討会を重ねていくことによって、ある程度の援助、支援はできると考える。
- ・ 人材確保が可能であればできるのではないか。
- ・ まず、市町村内部における関係機関の連携がうまくとれて協力ができることが大切だと思う。スーパービジョンとして児童相談所が今までと同様に関わって欲しい。
- ・ 相談・援助の業務は、本業務と兼務の状況にあり、相談件数の増加の中で過剰負担となっているため限界である。専任できる職員の配置が課題である。
- ・ 市町村が対応に困ったときの県の迅速なサポート。それぞれの相談・援助が重度の

場合、専門的な知識及び技術を有する専門職の配置を市町村ごとに置けるようにすること。さらに児童福祉法第10条第3項などの判定を行うための専門職等適切な環境整備ができること。これには、人的資源・財源の確保が必要。また、人的資源が可能になっても、児童相談所からの円滑な移行期間も必要。しかし、今回の児童福祉法改正での体制整備等にかかる財源の委譲は明確になされていないのではないかと。

- ・ 専門性のあるスタッフの配置。
- ・ マンパワーの確保。知識、対応、制度の確立。環境整備。
- ・ 金銭的な補助。専門的な知識。
- ・ 児童に関する補助金（交付金）を明確にして、人材確保や予算など具体的な配慮が必要。日本においては親権が強く、現場において対応が困難なので、法的対策により児童保護の観点で親権に対して、制約して欲しい。
- ・ 人手。
- ・ 関連する課や関係機関の連携がされていること。
- ・ 相談支援に関して、本人の同意等の同意がないと進まない面。住民（隣家）の通報が先の場合、どこから取り掛かるかの面。
- ・ 専門職の採用等。
- ・ 各機関との連携強化は欠かせない。

8) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）の「できない」の理由

- ・ 児童福祉法の改正・要保護児童対策協議会の発足に備えて嘱託の家庭児童相談員を1人から2人に増員できたが、財政難と人員削減の中、これ以上人的体制が強化されることは望み薄の状況である。まして、市の中に児童相談所の機能を備えるような人的体制を整備するには、相当の財源が必要であるが、震災後の厳しい財政状況の下では市の一般財源では対応できないと思われる。
- ・ 児童相談所が持つ権限については、専門的な知識及び技術が必要なため困難である。
- ・ 当市においては、嘱託の相談員2名による交替勤務という体制で、相談に対応。特に専門的な対応を必要とする項目については、専門的な資格はないので無理である。
- ・ 親権停止など、市町村が行うことについて疑問符が持たれる事項や、判定、心理療法など広い視野や情報が必要なものがある。
- ・ 施設等のハード面の整備が困難。
- ・ 心理カウンセラーなどの専門知識を有する技能職の不在。
- ・ 人員（相談対応職員）の不足。知識、技術の不足。
- ・ 法に基づくためであり、また、現時点では施設や専門職の配置等が考えられないため。
- ・ 一時保護、判定、心理療法等専門的継続的支援は職権や専門職員の配置などの面か

ら実現は不可能。

- ・ 市町村レベルは該当件数が少ないため、専任職員を配置できない。
- ・ 権限的に不可能なものや、専門性に欠ける部分、経験的なものの不足（市町村職員は異動があるので、専門的な経験に欠ける）、福祉専門職等の配置についてはあまり積極的ではない、技術的な資源不足等が考えられる。児童相談所の児童福祉司が市町村に派遣されれば、市町村においてもある程度は対応可能と思われる。
- ・ 子どもに関する相談業務は、子どもの心理や親の精神状態なども見極めなければならぬため、実務に相当の知識、経験が必要である。その解決や見守り、適切な時期の助言等には異動対象とならない複数の専門職が必要と思うが、現実的には人的配置が小さな市町村では困難である。
- ・ 専門的な調査判定機能を持っていない。
- ・ 人的にも財政的にも無理。県からすべての合併していない町へ押し付けるのはおかしい。
- ・ 権限について。人的配置について。
- ・ まずは各種相談援助が十分できる体制を整えてからでなければ、一時保護、28条申立、心理療法、里親、入所措置などできないと考える。また、相談援助する機関と同一機関にするのか、別にするのか、更なる議論が必要と考えるため、現段階では「できない」。
- ・ 他業務との時間の問題。人員増でOK。
- ・ 法的にしぼりのあるものや高度な専門性が求められているものについては、市町村で対応することに限界があると思われます。
- ・ 2) の回答と、市としての意識の認識ができていないことから。
- ・ 法律に基づき、対応しているため。
- ・ 専門的（法的・障害等）問題になるとできないことがあると思う。
- ・ 財政難により人的配置ができない。
- ・ 人員配置は予算を伴うものであり、財源確保が必要である。
- ・ 「できない」数値の高い項目に共通することは、人的（有資格者）及び物的（施設等）な不足・不備によるものと考えられる。
- ・ 児童相談所が本来行うべき業務だと思うため。
- ・ 市町村の体制、経験。
- ・ 法的根拠に基づく事項である。
- ・ より専門的になる部分は、市町村対応はかなり困難で、できないと言える（人件費の問題が大きいと考える）。
- ・ 専門的な知識のある職員がいない。
- ・ 専門性を必要とする業務に対して職員体制を整え、これに対応することは、市町村

人事上難しい（専門職の確保・人事異動）。

- ・ 専門的な人がいれば別だが、市町村レベルでは人事異動で福祉担当になっても、専門的な相談・援助は難しいと思われる。
- ・ 人員の確保ができないためと考える。
- ・ 専門知識が必要な分野であったり、人員不足であったり、専門の機関がないため。
- ・ 現在の状況においても十分機能していることから、当分の間、現状の体系で行う予定であるが、19年度当初に移行する予定。
- ・ 2)の部分だと思う。
- ・ 2)に加えて権限。
- ・ 専門的な知識や経験がない。
- ・ 専門スタッフの不足と権限がないことだと考える。
- ・ 職員体制やスキルが整わないため。
- ・ 経験がないからか。
- ・ 小規模自治体で、事例がほとんどなく、専門職の配置ができないため。
- ・ 高度で専門的な知識を要すると考えられる。小規模自治体で職員1人が何役も兼務する場合、難しいと考える。
- ・ 医学的な見地において無理。
- ・ マンパワー不足。
- ・ 専門家の派遣があっても、市町村が主体的に実施するには相当の時間が必要なため。
- ・ 市町村委譲の適切性の問3と同じ意見である。
- ・ 町村合併のため人手がない。
- ・ 相談内容により、解決まで時間を要する。
- ・ 専門性の高いものについては、難しいと思われる。
- ・ 立入調査や一時保護等、市町村において権限をもっていないもの、ノウハウや権限を委譲されたとしても、ハード面（保護施設等）が整っていないため。
- ・ 現行法改正がない限り、そもそも都道府県が行うと規定されている事柄について、市町村が行うことには矛盾がある。
- ・ 事務職員で可能なのか。
- ・ 小規模町村ではいかにせよ、不可能であるから。
- ・ 専門家の不在、人員不足、頻度の少なさ。
- ・ 事務の手続き、手法がわからないため、またはプライバシーに関わることなので慎重すぎて新しい事務に取り組めないものとする。
- ・ 施設の設置や人的配置を大規模に行うことは市の財政事情から不可能である。
- ・ 立入調査、職権一時保護、28条申立等は住民に身近な市町村でなく、児童相談所が担ったほうが効果的。今後、法改正により司法介入が制度化されれば別だが。

- ・ 専門的なことはできない。
- ・ 法的な対応が必要なため。
- ・ 専門的な知識がない。
- ・ 体制整備が困難。税源委譲が適切に行われているとは思われない。
- ・ 専門性が高く、対応しかねるから。
- ・ 立入調査、一時保護、施設入所措置、里親委託等は法的権限を有しない市町村ではできない。
- ・ 重篤なケース、体制整備の関係と思われる。
- ・ 相手が拒否すると相談支援にも入れない。相手のプライバシー侵害にもなるのでむづかしい。
- ・ 専門的な対応が必要となる項目については、児童相談所へ送致することになるため。
- ・ 法的根拠がない（立入調査、職権一時保護）。有資格者がいない（心理療法、判定等）。
- ・ 児童福祉法改正と併せて、市町村合併があり、合併後1年をめどに、協議会への移行を計画している。
- ・ 市町村が実施している相談やサービス業務と、都道府県が実施している強権的業務は別々に実施されるべきだと思う。
- ・ 「虐待相談・援助（重度）」、「非行相談・援助（重度）」については、技術的に難易度が高く、法的権限も伴うものであるため、市町村としての対応は難しいもの。立入調査、職権一時保護、28条申立、施設入所、里親委託については、市町村が資格・経験を有するスタッフを専任体制で組織化できる体制ができなければ対応は困難と思われる。
- ・ 専門職を配置しても、各々の状況の中で組織として判断するのは一般職の上司となり、組織としての対応の限界性がある。
- ・ 上記条件が整っていないため。
- ・ 専門機関である児童相談所で行うことが適切である。市町村では専門知識や経験豊かなスタッフが必ずしも確保できない。
- ・ 能力がない。知識や技術もない。
- ・ 市町村レベルでの対応は「できない」という意味だと思う。例えば、一時保護等は受け入れられる設備（施設等）が無ければ不可能であるため。
- ・ 児童相談において専門的な知識を要するものは、市町村の相談体制にもよるが、できないとの回答となる。
- ・ 専門的知識が必要なケース。
- ・ 私たちの市で対応するには施設面で用意が無いものが多く、財源を含め、現状ではできない。

- ・ 専門性の高いケースや重度の相談・援助が必要なケースは児童相談所へつないでいる。
- ・ 立入調査や職権による一時保護など、現在は知事の権限でやっているが、これを市町村長の権限にするのか、充分考えるべきである。
- ・ 施設入所措置とか里親については市町村はまったく実績がないのでできない（現時点では）。
- ・ 重度や特殊なケースの援助は、より高度な知識と技術を要すると思われるので、児童相談所に対応していただいた方が良いと思う
- ・ 一時保護・判定・心理療法・里親への指導など受け入れ施設がなく、職員体制も十分に整わない。専門的知識や資格などをもち、対応できる職員の確保が難しい。
- ・ 専門的な知識も必要であるが、豊かな人生経験、人間性もあり、誰にでもできるわけではない。定期的な人事異動が行われる職場では不可能である。
- ・ そこまでの準備が不足している点と、市町村がそこまでしないといけないか。やはり経験不足の不安だろうと考える。
- ・ 専門家の確保、新しい施設・設備が必要となる事柄。
- ・ 専門家、施設がない。
- ・ 一時保護等は市町村に法的権限が与えられていない。心理療法等は専門的知識をもった職員が配置されていないので、任務を受けることは困難である。限られた人材で、対応に限界がある。
- ・ 小さな自治体では、組織・機構において財政問題も含め、対応できない状況にある。
- ・ 施設の未整備。専門職の人材がない。
- ・ 専門的な分野まで立ち入るのは不可能と思う。その人材を常駐させるのは金銭的にも無理がある。
- ・ 専門家等、高度な専門知識を有する業務については、人的体制の整備ができず実務できない。
- ・ 専門性が高いため、人材の確保が困難。相談員以外の職員は兼任が多いため、相談業務に係る時間は制限される。
- ・ 受け入れ施設の新設など、一自治体では、利用者の人員等を考えると財政的負担が大きい。広域的な取り組みであれば可能と思う。

9) 子ども家庭福祉相談に関して、自治体で今もっとも困っていること

- ・ 市の児童相談窓口は各部署に散在している（例. 保健相談→保健所、障害相談→障害福祉課、非行相談→教育委員会など）。県（児童相談所）は市に単一の窓口を設けて貰いたいとの意向があるが、機構改革が必要であり、現時点で市の中でそのような動きはない。法改正後、機関同士で直接調整してもらったら良い事項まで協議

会の事務局である当グループを経由するケースが増え、業務の繁忙な中、更なる負担になっている。

- ・ 家庭福祉相談を専門的に受ける家庭相談員がいないこと。
- ・ ①担当が兼務1名で、家庭児童相談員も勤務時間が短い（週15時間）、②ネットワークや協議会を作るにしても、事務に追われてしまう可能性が高い、③スーパービジョンを作る組織、相談事例の特性ごとに個別に対応組織を割り当てる機関がなく、相談事例への調整機能が不十分。
- ・ 相談を受けるに足る資質を有するものの確保。
- ・ 障害軽度の相談援助体制づくりを検討している。相談員として臨床心理士が必要なため検討している。
- ・ 専門的な知識、技術を有する人員不足。迅速適切に対応できない人員配置。
- ・ 非常勤の児童相談員はいるが、相談件数も増え、また、継続的に相談を行っている人も多くなっている。このような状況のなかで、約束の日に来てくれない人もおり、日程調整等が大変になってきている。また、関係機関等の連携も解釈に相違が生じて気まずいこともある。
- ・ 専任の相談員の配置（相談スタッフの増員）。能動的な相談体制の構築、継続的な支援。
- ・ 福祉部門と教育部門が離れた場所にある。
- ・ 精神的な疾患・障害（躁うつ病・統合失調症・人格障害等）のある保護者や、発達障害の子を持つ保護者に対して、どのように接していったら良いのかという点で、対応自体に苦慮しているため、医師等のスーパーバイズが受けられれば対応の仕方もかわってくると感じている。家族・保護者の理解が得られないケース（育児放棄・こちらからのアプローチを拒否・家族内での意見相違等）への関わりに苦慮している点。長期的な不登校やひきこもりのケースについて、解決にはかなりの時間と労力を要する点。
- ・ 個人情報保護が壁になり情報収集がスムーズにいかないところ。
- ・ 虐待通告の事実関係を調査する場合の難しさ、プライバシーの保護に留意しながらの安全確保。非行、養護相談に多いが、保護者が真剣に受け止めず、介入が困難。児童家庭相談に対応できる職員の確保（資格を有する）。
- ・ 人的支援。財政的な支援。
- ・ 介入について。
- ・ 個別相談について、県内他自治体では保健師や嘱託職員が担当しているにもかかわらず、当自治体では一般職員が兼務しているため、他業務が多忙なため、相談業務に没頭できない現状。
- ・ 相談体制整備のための財政的、専門的人材の確保。

- ・ 保護者の問題（経済的、精神疾患、離婚等の家庭状況など）などが大きなウェイトを占めており、要保護児童に対する解決方法を困難にしている。
- ・ 相談業務以外の業務を多数兼務していて、対応の勉強の時間がなかなか取れない。ちなみに、児童行政全般及び老人福祉全般を部下と2人で対応している。
- ・ 精神疾患が増えていると思われる状況の中、子ども家庭支援センター（相談所）の職員に臨床心理士などの心理の専門資格を有している者がおらず、対応や相談業務に苦慮している。
- ・ 職員の異動により、専門的知識・能力の継続的な維持が困難である。
- ・ 小さな市町村のため、従前より担当していた業務に加えて、仕事が増えるのは厳しい。社会福祉士等がいればいいと思う。
- ・ 専門的資質のある相談員が不足している。
- ・ 相談後のフォローアップや親子の精神面でのケアなど、専門知識を持った職員が必要であること。潜在ケースの発掘など、虐待の予防に向けた対策が不十分であること。
- ・ 専門スタッフの不足により、相談業務が他のものと兼務になっており、一般職、保健師等が行っているような状況であるため、ケースすべてのアセスメント・総括等が十分にできていない。
- ・ 職員不足、体制不足。
- ・ 児童福祉司等の専門員がいない。財政難のため、職員の削減等人的配置が困難。一般職の担当職員が他の業務と兼務ですべてを対応することになってしまう。
- ・ 親の養育力不足（経済的、知的、精神的な問題を抱える家庭）による児童への支援について。養育する意思や愛情は感じられるが、児童の環境は改善しない。
- ・ 小さい地域なので、プライバシーが守られるか、懸念してあまり相談しない。
- ・ 人員の不足。
- ・ 離婚による母子家庭（父子家庭も）が増え続ける中で、母親の仕事がなかなか見つからない。特に日中の仕事に就けなくて、夜間9時ごろまで仕事をせざるをえない家庭の子どもたちが心配されること。
- ・ （家庭児童相談室として）子どもの相談の大半は保護者の生き方相談である（離婚・母子家庭・生活保護・親の養育力不足・病気の母の子育て・隣近所との付き合いがうまくいかない家庭の子育てなど）。子どもが所属しているところでは、それなりの努力ができて改善が見られなくなっている相談がほとんどなので、専門的な支援が必要である（夫婦仲が悪く貧困で育てられない子どもの進路相談、本人・家族・学校が取り組んでも不登校が改善できないまま中学校卒業が近づいた子どもの相談など）。18歳未満の子の相談は、家庭児童相談室が窓口となっている。要保護児童対策地域協議会が未設置のため、その度合いに基づいてその都度、ネットワー

ク会議は開いているが子ども家庭センターでの助言、指導に頼っている。常時、定期的な医師等を含めた広い範囲の要保護児童対策地域協議会の設置が望まれる。

- ・ 事例があまりない中で、体制作りは難しい。
- ・ 専門性、権限を有する職員が少なく、対応が十分できない。
- ・ マンパワー不足。
- ・ 機構上、福祉と保健が別々の課になっており、児童に対しても一貫した関わりがもてない（情報の共有、連携がうまくいかない）。
- ・ 相談業務全体に係る人材不足及び組織力（専門的技術者の採用等）。
- ・ 体制の整備（職員・他の業務との兼務）ができていない。
- ・ 組織体制が確定していない。事例が発生した時にあわててしまう。
- ・ ほとんど兼務者なので、相談に応じた対処が十分できない。そちらに力を入れて、通常業務がおろそかになっている者もいる。
- ・ 経験（事例を含む）不足。
- ・ 潜在ケースの発掘。教育機関との連携。
- ・ 人的体制（相談員の確保）。
- ・ 児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行。システムの構築。
- ・ 専門知識がない（カウンセラー、心理療法士）。人員不足。
- ・ ハイリスク家庭の把握はしているが、プライバシーの問題もあり、家族からの情報提供が思うように進まない。
- ・ 相談に関する専門的知識が不足している。
- ・ 兼務のため他の業務で窓口対応もあり、忙しい時期が重なった時など動きがとりにくくなり、支障をきたしやすいこと。
- ・ 財政難による人件費抑制のため、定年等退職者分の職員雇用については不補充となっており、年々各事業事務の人員配置数が減少している中で、家庭児童相談についても、現状の事務量を維持できるだけの人員が確保できるかどうかということが、今後の課題となっている。
- ・ 当事者の行政等の支援に対する理解と理解を得るための支援施策の整備・提供が十分でない。
- ・ 対応の緊急性の判断。
- ・ 事例が少ないことと専門職がいがないため、適切な対応ができるかということ。24時間体制とした場合、他の業務を止めて、ケースに対応したり、夜間等に迅速に対応できるかどうかということ。
- ・ 関係機関会議を実施して方針決定して各々の役割で本人に対応しても、なかなか本人・子どもの意思・行動までに到らず見守りしかできないケースが多い。
- ・ 相談員の確保（現在1名）。

- ・ 職員体制（人員）増が見込めない状況で、虐待等の相談の対応に追われ、適切な判断、指導が困難である。専門知識のない事務員が相談対応するのは困難である。
- ・ 児童相談所との役割分担の明確化。職員の研修。
- ・ 専門職がないこと、情報収集など経験がないこと。
- ・ 個人情報の開示をどこまですべきか、また、提供していいかの判断が困難。
- ・ マンパワー不足、力量不足、専門的知識がない。
- ・ 詳しい対応が分からない。
- ・ 福祉全般の人的不足。
- ・ 関係機関の連携。情報の共有。
- ・ 一般事務職員が兼務で担当しており、専門的対応がとれない。
- ・ 専門の職員がない。
- ・ 相談の事例が今のところない。もしも相談したい人が窓口に来た場合、きちんと対応できるか不安である。
- ・ 担当窓口の設置ができない。職員の確保ができない。
- ・ 問題が表面化しにくい。専門家が少なく、意識も低い。人員不足からフットワークが悪い。勉強不足のうえ、判断できる能力があるものが少ない。
- ・ 知的障害者、精神障害者への対応が困難。専門職員の配置が望まれる。
- ・ 保育士、栄養士、社会福祉主事はいるが各々担当の仕事があり、相談業務の専任はできない。
- ・ システムはできており、機関連携もとれているが、人的対応が追いついていない。相談・情報提供件数も毎年増加しているが、市長の理解がなく、人員増が行われな
ない。児童相談所と同様に、市町村の相談窓口（子ども家庭支援センター）職員もバ
ーンアウトぎりぎりの状態にある。
- ・ 既存の相談窓口が多くあり、調整が必要（役割分担、支援を明確にする）。また、
要保護児童対策地域協議会を設置していないので、連携をとっての支援は難しい。
児童虐待防止ネットワーク会議事務局が通告先となり、任意訪問調査・初期判断
（児童相談所のSVを受け）、ケース会議（各機関で連携支援マネジメント）はで
きるが、要保護児童対策地域協議会を設置していないので、虐待のみの相談となり、
他の相談に対する対応はできにくい。相談窓口の一本化、専門的継続的支援体制な
どの課題を持ち、要保護児童対策地域協議会の設置を考慮中である。
- ・ ケースに関わる職員数が少なく、支援が思うようにできない（主担当職員1名兼
務）。
- ・ 施設や一時保護所入所後の親子、家族の再統合への援助。生活の困窮による育児放
棄（親への支援）。精神疾患のある親へのフォロー。
- ・ 家庭児童相談員を嘱託職員（2名）として雇用しているが、法改正に伴い、相談員

の充実が必要となっている。

- ・ 予算の関係上、相談に専門的に対応できる人員が配置されていないこと。
- ・ 4月の法改正から、庁内で話し合いが必要と思っていたが、まだ具体的な方向性が見えてないこと。保健・福祉・教育それぞれが動いているが、組織としては確立していない。担当者レベルでは個々に対応できるが、システムとしては動いていないのが現状。また、業務として動かすには時間的にも制約されてしまう。
- ・ 体制整備（人材不足等）の遅れ。
- ・ 相談を受けるにあたり、専門的な知識が不足している。相談に対応する専任職員がいない。
- ・ 児童相談所のスーパーバイズ機能の低下。保健所は虐待予防活動にはほとんどノータッチ。要保護児童対策地域協議会と庁内他課のネットワークとの関係性や連携についてきちんと整理されていない。いろんなネットワークがあり、内容が同じようなものがあるのなら効率・効果的にしていく必要があると思うが、国の省庁の段階で縦割りになっており、なかなか調整が難しい。
- ・ 相談に対する解決策が少ない（見守りとなるケースが多い）。機関によってケースに対する共通認識が異なり、ややもすると積極的な機関（担当）に対応が集中する。
- ・ 専属職員がいないこと（国の予算措置がないこと）。
- ・ 教育分野との連携について。18歳までの児童に対する一貫した相談体制の整備を図ることが目標の一つになっている。しかしながら、現状では“乳幼児期＝保健福祉”と“就学以降＝教育委員会”との連携が未整備の状況にある。できれば同じ窓口に両者が同席できるようにしたい。
- ・ 経済的困窮者が増加していることが、家庭内の不和につながり、児童虐待に到るケースが多い。また、地域コミュニティの崩壊、プライバシー重視の社会において、家族を支える社会的資源には限りがあり、到底、行政だけで担えるものではないし、財政難の中では困難である。
- ・ 現在のところ、相談等も無いため、特にない。
- ・ 身寄りのない又は身寄りがいても援助のないケース相談。精神疾患のある方の相談（精神疾患を持つ母親が長期にわたり、断続的に虐待を行っているケースなどの援助）。
- ・ 市町村では、自治体規模に格差があり過ぎるため、現状では、モデルⅡでの対応にならざるをえない。
- ・ 相談内容の複雑さや重度化に対応の技術が追いついていかない。児童相談所との連携は難しい。相談件数の増加による、対応できる職員の不足。
- ・ DVや外国人妻等の相談も増えているが、困難事例とはどのような事例を指すのか不明確である。児童相談所は管轄する区域が広いため、現場での指導が得にくい。

- ・ 市としての家庭福祉相談に係る専任体制の不備（児童福祉分野において、専任の相談員が配置されていない）。保健部門との連携強化が課題（組織的に福祉と保健が横断的に機能できる体制が必要）。
- ・ 地域とのネットワーク。
- ・ 前任者退職のため、12月異動で家庭児童相談員となる。子ども家庭福祉相談に関わって日が浅く、役割に対するイメージは持つものの、具体的にどのように動いていくのがよいのか自身の力量の問題もあり、日々、試行錯誤している。
- ・ 専門知識を有する担当職員がいない。
- ・ 多数の相談窓口を統合的に運営することの困難。職員、専門性の不足。
- ・ ネグレクトの親への指導。施設入所、分離した児童と親の再統合。
- ・ 統計に関する件数の把握や、提出する種々の表が増え、相談件数の増加や内容も複雑多岐にわたることもあいまって、事務的作業が増加している。
- ・ 相談員の力量をいかにあげていくか（ケースに対する見立てる力、面接の技量、関係機関との連携のとり方など）。組織として力量をいかに上げていくか。人員不足。
- ・ 専門的知識の習得やスキルアップに対して、研修等の機会が少ないこと。
- ・ 精神を病んだ親による虐待のケースが増加しており、対応が難しいケースが増えている。虐待をしている保護者に虐待であることを認知させること。
- ・ 問2の2)と同じ。
- ・ マンパワーの不足。
- ・ 相談員が1名しかおらず、市全体をカバーするのは大変な仕事である。他の職員も相談業務に携わってはいるが、異動もあり、継続的なケアはどうしても相談員に負ってもらうところが多い。今後、合併を控え、ますます経費削減のあおりを受けるのではないかと大きな不安をかかえている。
- ・ 児童福祉法、虐待防止法の一部改正に伴い、市の役割が強化され、即、対応をせざるを得ない状況におかれたが、専門的知識、ノウハウがまったく無いまま進行する現状に焦りと迷いを感じている。研修等へも積極的に参加するようにしているが、発生に追いつかないし、予防までとても手がまわらない。
- ・ 人材及び予算等の詳細について。
- ・ 実務経験のある専属職員がいない。
- ・ スーパーバイザー的存在でもある児童相談所との連携がぎこちない。対応に関して、足並みがそろわず、児童相談所の単独行動が目立つ。
- ・ 専門的なケース時の人材（知識不足）。
- ・ 私立幼稚園との連携が困難。
- ・ 今年度から、児童家庭に関する相談体制を見直し、増員となったが、それでも余裕がないため、ケースワークとケース管理、会議の招集などの事務作業を同じ職員が

やらざるを得ない状況により、個別ケース検討会議があまり開催できていない。休日・夜間の相談体制。

- ・ まだまだ主体は児童相談所なので、まだあまり分からない（しいて言えばこれが課題）。
- ・ 個人情報保護法の関係で情報の収集が難しくなってくる。
- ・ 家庭福祉に関して地域社会や教育現場の関心が高まり、支援の必要性が叫ばれるようになったものの、当の父母やその家族に必要性を感じてもらえないところに関わり方の難しさを感じる。
- ・ 情報提供について、ネットワークの関係機関にどこまで、どの時期に、どの程度まで提供をしたらよいのか。ケースバイケースで対応しているところだが、直接まだ関わりのない機関から、最初の段階で情報を提供して欲しいと言われる。個人情報保護の問題で要望どおり提供できない場合もあるので、困ることが多い。
- ・ 児童相談体制がまだ、確立していないため、家庭児童相談員と市と児童相談所との役割が詰められていない。児童福祉司（社会福祉士）が配属されていないため、ケースワークの仕事が充実していない。
- ・ 協議会の設立や24時間の対応等体制が整っていないこと。
- ・ 専門的な知識や経験をもって対応できる職員がいないため、受理会議やケース検討会議で援助方針等を話し合っても常に不安をかかえてしまう。
- ・ それぞれの関係課に虐待の担当が配置されているわけではなく、責任があいまい。「担当部署の上司の命令がなければ動けない」など旧体質の部分が残っており、有効な連携がとれていない。
- ・ 家庭の養育能力の低下にある。そのために子どもたちは様々な問題を起こすようになる点。万引き、暴力、ひきこもり、不登校、虐待。
- ・ 子どもの問題で、保護者同士のトラブル。
- ・ 財政難のため、退職者不補充の職員体制が、ここ数年続いており、福祉担当職員も生活保護から、児童福祉、高齢者・障害者福祉まで幅広い分野を兼務せざるを得ない状況になってきているため、専門性に欠けてきていると思われる。
- ・ 心理職の確保。
- ・ 夜間・休日の執務時間以外における電話等による通告の受理を市町村独自で対応するための体制作りが困難である。
- ・ 市内の各関係機関が要保護児童対策としての相談機能を強化する。家庭児童相談室と児童課との連携体制。相談に専念できる専任職員の配置の充実、非常勤職員の常勤化。相談件数の増加、相談内容の複合化等で相談におわれ、ケースの専門的継続的支援まで十分な対応が困難である。専門的知識やノウハウのある専門職員を兼務しないで配置する。